省　　令

○経済産業省令第十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十号中「充てん」を「充塡」に改め、同号イ中「及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器」を削り、「経過した日」の下に「（十五年を超えて圧縮天然ガスを充塡できるものとして製造された容器にあつては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日）」を加え、同号ロ中「容器製造事業者」を「容器製造業者」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　液化天然ガス自動車燃料装置用容器　容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日

第三十七条第一項第一号中「第六十二条第一項」を「第六十二条」に改め、「もつて」の下に「、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第四号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて」を加え、同条第二項中「及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器」を「、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器」に、「及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第三号」を「、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第三号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第四号」に改め、同項第一号中「第六十二条第二項」を「第六十二条」に改め、同項に次の一号を加える。

四　アルミニウム箔に検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（圧縮水素運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に付けられた第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻の下又は右に貼付すること。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号ヌ中「第二条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は同条第十一号に規定する一般複合容器」を「第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車燃料装置用容器」に、「（同条第十三号」を「（同条第十二号」に、「充てん」を「充塡」に改める。

第十八条第二号ヘ中「第二条第十三号」を「第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号」に、「充てん」を「充塡」に改める。

第四十九条第三号中「第二条第十三号」を「第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号」に、「充てん」を「充塡」に改める。

第五十条第三号中「第二条第十三号」を「第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号」に改め、「充てん」を「充塡」に改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号ル中「第二条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は同条第十一号に規定する一般複合容器」を「第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器」に、「（同条第十三号」を「（同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号」に、「充てん」を「充塡」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項及び第三項、第二十二条第一項、第二十四条の三第一項、第三十四条並びに第三十四条の二の規定に基づき、電気事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一㈩の表中

「	」
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第40条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に関連して要したものを整理する（附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に関連して要したものがあるときは、電気事業営業費用勘定の一般管理費以外の科目の項として附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）を設けて整理する。）。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第40条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に関連して要したものを整理する（附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に関連して要したものがあるときは、電気事業営業費用勘定の一般管理費以外の科目の項として附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）を設けて整理する。）。
再エネ特措法納付金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第11条第1項の納付金を整理する。

」　を　「　」　に　改める。